

第 2 回 東陽地域審議会会議録

開催日時	平成18年5月30日(火)午後2時00分～4時20分
開催場所	東陽支所2階大会議室

出席委員

会 長	黒田正勝	委 員	黒田健治	委 員	畑中由美
副会長	福田安子	"	黒田武生	"	前田紀成
委 員	岩本美重子	"	小原 修	"	村井忠孝
"	岩本誠一	"	和田義幸	"	森口 之
"	太江田久子	"	正信ヨシエ	"	山本清人
"	岡崎 実	"	寺本恭子	"	
"	國岡 力	"	野崎里美	"	
"	山口勝則	"	山本義孝	"	21名

欠席委員

委 員	上村克弘	委 員	志水忠雄	委 員	
"	黒田育夫	"	橋本 剛	"	4名

出席職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
東陽支所長	小林 繁	企画振興部長	小笠原 亨
総務課長	入田正治	地域振興課長	米田健二
東陽支所建設課長	岩本近義	" 審議員	坂口孝幸
" 市民環境課	下星慎一	" 副主幹	澤田宗順
" 健康福祉課	石田一人	企画調整課課長	永原辰秋
" 産業振興課	中野敏憲	" 課長補佐	福永知規
総務課振興係長	橋永高德		
総務課振興係参事	藤田けい子		

その他の出席

役 職	氏 名	役 職	氏 名

傍聴者

一般傍聴者	2 名	報道機関	1 名
-------	-----	------	-----

協議事項

新市建設計画の進捗状況について 八代市住民自治推進検討委員会経過報告 八代市総合計画の策定について その他
--

議事録

会議成立宣言

(事務局) 本日は 4 名の委員さんがご欠席ですが、地域審議会の設置に関する事項の第 7 条第 3 項により、委員の 2 分の 1 以上の出席となりますので審議会は成立いたします。地域審議会の設置に関する事項の第 7 条第 4 項に「審議会の議長は、会長が務めるものとする。」と規定してありますので、これから先は会長に会議を進めて頂きたいと思えます

(会長) 会長挨拶・・・(以下会長が議長を務める)

それでは、時間も限られていますので、早速審議に入って行きたいと思えますすが、本日、企画振興部長がお越しですので、ここで部長さんと東陽支所長さんにご挨拶をいただきたいと思えます。

(小笠原企画振興部長及び小林東陽支所長のあいさつ)

(会長)

それでは審議に入ります前に「2、地域審議会の役割」についてです。これはおそらく、7ヶ月ぶりの開催となりますので、再確認ということからの説明であると思えます。それでは、事務局説明をお願いします。

(事務局説明)

地域審議会は、合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなる懸念があり、そのことが合併推進の障害になっていることに対応して、合併市町村の施策全般に関し、きめ細かく住民の意見を反映していくことができるよう創設されたものです。

地域審議会は、新市における関係区域に関する事項について、新市の長の諮問に応じて審議・答申します。また、地域審議会が、必要と認める事項について、意見を述べるものです。なお、新市の長は、新市建設計画を変更しようとするときには、地域審議会の意見を聞かなければならないこととされています。市長の諮問に応じて審議・答申する事項は以下のとおりです。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の進捗状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (4) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (5) その他、市長が必要と認める事項

地域審議会から市長に意見を述べる事項は以下のとおりです。

- (1) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (2) 住民自治に関する事項
- (3) 情報提供に関する事項
- (4) その他、審議会が必要と認める事項

委員の任期は 2 年です。ただし、再任は妨げないものとします。設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失います。欠員により就任した委員の任期は、前任者の残任期間となります。今回の任期は平成 17 年 11 月 2 日～平成 19 年 3 月 31 日となっています。

次に会議についての事項です。審議会は、会長が招集し、毎年度開催します。委員の 4 分の 1 以上の者から審議を求める事項を示し、請求があったときは開催できます。なお、審議会の開催は年 4 回を予定しています。審議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開くことはできません。審議会の議長は、会長が務めます。会長が必要と認めるときは、委員以外の者を地域審議会に出席させて、意見を求めることができます。地域審議会は、原則公開となります。今日は C A T V が取材に来ております。

次に、議会と地域審議会の位置づけについての確認です。議会は本来、地方公共団体の意志決定機関であり、地方公共団体の意志は、住民に代わって議会（本会議）によって決定されるものです。地域審議会は、合併特例法第 5 条に定められていますが、あくまで新市建設計画の進捗や変更などについて、新市の長から諮問を受けたり、意見を述べるたりするために制度化されていることから、議会のような議決権もなく、行政処分等はありません。根本的に「議会」と「地域審議会」の役割は全く異なっており、地域審議会はそもそも合併に伴って、それぞれの地域がもつ歴史・文化・伝統を失うばかりか、中心部だけが栄えて、置き去りにされること等の懸念や不安を払拭するため、公式のルートで市長へ具申するということが大きな役割になります。

地域審議会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく附属機関です。

同条に基づく附属機関は、本市でいくつか設置されていきますが、例えば、特別職報酬等審議会や総合計画策定審議会、都市計画審議会等になります。

先進地では、それらの委員には、地域住民の代表である地域審議会から選出されるところが多く見受けられ、本市においても、期待しているところです。

以上で地域審議会についての説明を終わります。

（会長）

ただいまの事務局からの説明について、ご意見やご質問があればどうぞ。

（質問無し）

（会長）

それでは議題に入ります。先ず、議題 1 の「新市建設計画の進捗状況について」、事務局より説明をお願いします。

企画調整課説明

新市建設計画の進捗状況の資料を使い概略を説明。

(会長)

ただいま事務局からの新市建設計画の進捗状況について説明がありましたが、これは新市建設計画に位置づけられている方針に基づいて今年度の実施事業が掲載されているようです。何かご意見や質問はありませんか？

(委員)

H18 年度事業で予算の関係上取り組みができないものもあったとお話がありましたが事業選択の優先順位はどのようなことを基準にしてあるのですか？

(会長)

新市計画において優先される事項は何ですかという質問だと思います。

(事務局)

事業選択は基本的に緊急性を優先に採択しております。先ほど全ての事業が予算化できたわけではないと説明したのは、新市計画のパンフレットに載っている事項が全てできたわけではないということを行ったもので、84%ぐらいは18年度予算に計上されております。次年度以降も生活に密着したもの、緊急性、継続性などを考慮して予算化されると思います。ご存知の通り財政事情は厳しいですが、元気が出る事業等など新たに取り組んでいる事業もあります。

(委員) 計画書内にある事業名で簡易水道事業名が違っているので修正しておいてください。気になります。「川俣」になっているが正式地名は「河俣」です。

(事務局) 了解しました。修正いたします。

(委員) 河俣地区の簡易水道はいつ頃着工、完成予定ですか？

(事務局) 国県の事業認定はすんでおります。補助金内示もあり、市の予算措置も済み、7月から実施設計に着手する予定です。平成20年度共用開始の予定で進めています。

(委員) 移動体通信について予定されているようですが、どのような経過になっていますか？

(事務局) NTT ドコモのフォーマエリアプラスの設備設置が予定されています。計画では箱石・鹿路・坂より上・館原の四地区です。この中の館原についてはドコモの自主事業でエリア化が8月に完成しそうなのでその結果を見て判断することとしているところです。他3地区についてはすでに事前説明会を実施したところです。来年3月までには共用開始をする予定です。補助事業名は情報格差是正事業を利用して実施します。

(委員) 林業関係の事業について、方針3-5にあります森林整備地域活動支援交付金事業と皆伐放棄地対策緊急造林事業はどのような事業ですか？東陽は皆伐対策事業の対象になっていないようですが？

(事務局)

森林整備地域活動支援交付金事業は地域の人達が林道とか作業道を協力して整備するのに必要な原材料費や機械の使用料を支援(支給)する事業です。皆伐放棄地対策緊急造林事業は東陽には対象地区はありません。

(委員) 東陽も道路が荒れているところがあります。また伐採箇所も多くあるように思われます。今後そのようなことも考慮ください。

(会長)

(50分経過)

それでは次に、議題2の「八代市住民自治推進検討委員会経過報告」です。これは、東陽地域審議会から黒田委員と山本委員のお二人が検討委員会の委員として入っておられます。その経過報告を先ず、代表委員からご報告をお願いします。

(委員)

八代市住民自治推進検討委員会の経過報告を行います。

昨年11月に開催された第1回地域審議会で、住民自治推進検討委員会委員として、私と山本委員の2名が選出され、去る2月17日(金)に第1回目の検討委員会を開催しました。委員構成としましては、地域審議会代表12名と学識委員の13名、それに行政からオブザーバーとして4名の職員が入っています。

第1回目では、正副委員長の選出を行いまして、委員長に学識委員の熊本県立大学教授の荒木昭次郎委員、副委員長に八代地域審議会の山本正人委員が就かれました。この八代市住民自治推進委員会は、地域審議会の下部組織として、新市建設計画第6章に掲げてある「住民自治によるまちづくりの推進」について、集中的に検討を行っていきまして、月1回のペースでこれまで4回開催しています。主な審議内容としては、冒頭に研修ということで事務局から、これまでの住民と行政のタテ割りの関係からヨコの関係、いわゆるまちづくりの主体である住民と行政とが、それぞれの自己責任と役割を認識して、相互に補完、協力しあう協働によるまちづくりが求められている等の説明を受けまして、検討委員会では、その方向性を導き出すために、これまでの自治会活動の現状や課題等を分析して、「協働のあり方」や「住民自治を目指す仕組みづくり」等について検討を行って参りました。そこで、当初の予定では、本日の地域審議会で「住民自治によるまちづくりの推進に関する提言」の中間報告を行うことにしておりましたが、現状課題の抽出に時間を有しましたことから、今回、中間報告を行うことができません。資料1ページの今後のスケジュールをご覧になっていただきますと、次回の地域審議会が8月下旬に予定されています。今後も集中審議を行いまして、中間報告を取りまとめていきたいと考えておりますので、その点については、どうぞご理解を賜りたいと考えております。

詳細については、事務局より説明をいたさせます。

以上で八代市住民自治推進検討委員会の経過報告を終わります。

(会長)

ありがとうございました。次の第3回東陽地域審議会に中間報告が提出されるということでございました。それでは、次に事務局から簡単に説明をお願いします。

(事務局説明)

八代市住民自治推進検討会議の経過報告を事務局から簡単に説明をいたします。住民自治推進体制図をご覧ください。右側に地域審議会がそれぞれ6地域あります。その下に正副会長会議とありますが、これは、6地域の正副会長さんで構成される会議です。これは、各地域それぞれが有する課題や環境特性というものは異なっているのが現状ですが、それぞれの地域の特性を考慮しつつも、一方では新市の一体性の確保を図っていく必要があります。そのため、各地域審議会の正副会長が相互に連絡調整することができるよう、地域審議会正副会長会議を設置しております。先ほど、黒田委員から報告がありましたように、地域審議会の下部組織として、八代市住民自治推進検討委員会を設置しております。これは、合併協議の中で、地域審議会と併せて、「新たな住民自治組織を作っていく」ということが確認をされ、建設計画第6章に掲げてあります「住民自治によるまちづくりの推進」に向け、その方向性について、現在集中的に検討を行っていただいているところであります。また、必要に応じて、正副会長会議へ提案を行っていくことも考えられます。一方、行政組織としましては、中ほどになりますが、市長をトップとした4役と部長で構成されます「政策会議」があります。これは、主に市の重要事項について意思決定する場ではありますが、八代市住民自治推進検討委員会の設置等についても審議を行っておりますが、今後、段階を踏んで報告・提案等を行っていくこととなります。その下になりますが、行政組織内に住民自治推進庁内検討会議を設置しており、各部の課長補佐クラス9名で構成しています。これは、行政として、住民自治に関する環境整備や八代市住民自治推進検討委員会を補完していくために現在、研究・調査を進めているところです。8月下旬に予定されています第3回地域審議会へ中間報告をいたします。そこで出ましたご意見を取りまとめまして、第7回、8回の検討委員会で追加、修正作業等を行い、第4回の地域審議会へ最終報告を行う予定としております。以上で説明を終わります。

(会長)

ただいま、黒田委員さんと事務局から経過報告がありました。

冒頭の挨拶でも述べましたが、昨今の社会環境はめまぐるしく変わっています。市の将来を行政だけに頼るのではなく、私たちも含め、いろんな方たちと協力・連携してまちづくりに取り組んでいくことが必要だと思えます。大変重

要な提言になるかと思いますが、この件に関して何か質問はありませんか？

(委員)

区長が市政協力員と呼び名が変わっているが、地域ごとの歴史も有り、区長の方がいいのではないかと思うが、この審議会委員の考えはどことなくあいですか？

(委員)

市政協力員が正式名称で、地域に帰ったら呼び名は今までどおり区長でいいと市の担当者から説明を受けている。そういうことで処理して何ら問題ないのではないかと思う。

(事務局)

市政協力員については資料の「住民自治によるまちづくりの推進に関する提言」(中間報告・素案)のP7に整理している通り、それぞれの役職により相違があります。今回はあくまで素案ということでの報告でした。次回、正式な中間報告のとき改めてご確認ください。

山本委員了解

(会長)

月1回のペースで検討を行っているので大変かと思いますが、黒田委員さんと山本委員さんには、今後どうぞ宜しくお願いします。

次に議題3の「八代市総合計画の策定について」事務局より説明をお願いします。

企画調整課説明

(会長)

八代市のグランドデザインだと思いますが、新しい市の総合計画策定に入っていくという説明がありました。また、この地域審議会の中から総合計画策定審議会の委員として入っていただきたいということです。

先ず、委員の選出の前に、ご意見、ご質問等があれば、お願いいたします。

意見無し

(会長)

それでは、委員の選任を行っていきたいと思いますが、どなたかの推薦、やっても良いと思われる方はいらっしゃいますか。

重要な策定審議会であると思われるのですが、どなたかご意見ありませんか。

(委員)

これからの計画策定の委員なので若い世代の方がいいと思います。山本義孝委員を推薦します。

(委員)

私も山本義孝君が適当だと思います。(他の多数の委員から賛成の声がある)

(委員)

急に指名されて驚いております。他に適当な方はいないのでしょうか？

(会長)

皆さんからこれだけの推薦の言葉がありますので、是非ご承諾ください。

山本委員を東陽地区地域審議会からの推薦委員としたいと思います。

全員賛成の拍手

山本義孝委員了承。

(会長)

次に最後のその他についてですが、事務局から何かありますか。

事務局 特になし

(会長)

特にないようですが、皆さん方から行政に対して、ご意見、ご要望、ご質問等があれば、どなたでも結構です。忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。この地域審議会の役割として、諮問に限らず、この審議会が必要と認める事項については、市長に意見を述べるができるということになっています。東陽町管内で特に必要であるものがあれば、議題に載せていきたいと思いますが、何かありませんでしょうか。

各委員からの意見要望事項は以下のとおり。

(委員)

今年のしょうが祭りのとき気になったことがあります。式典の時に東陽町の関係者がぜんぜんいなかったということです。合併時の歴史もありますので誰か地域からの来賓も挨拶に入れて欲しいとおもいました。

(委員)

林道や作業道などが荒れているので整備についてお願いします。林業振興についてお願いします。

(委員)

セブンが廃業されたため白石スーパーしか地域のお店がない状態です。空き店舗対策はどうなっていますか？

(会長)

商工会で3社ほどに声をかけては見ましたがなかなか難しい状況です。

(委員)

学童保育について立ち上げて欲しい。夏休み期間中に社会福祉協議会が実施していたがそれも廃止されたようなので再開を検討してほしい。空き店舗等を利用して実施できたらどうでしょうか。

(事務局)

東陽地区では社会福祉協議会に委託し、夏休みの期間だけ学童保育を実施してきたが、社会福祉協議会で引き受けが難しくなりました。現在は他に適当な団体がないか探している状況です。

(委員)

新市計画の中で子供たちに関する事項がない。次代をになう子供たちへの予算が削減されているように思われます。特に東陽地区での事業はあまりないのではないのでしょうか。

(事務局)

今回意見がありました項目については新市総合計画策定時に具体的な事項について検討されることとなると思います。

(会長)

次回の開催について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

第3回目の審議会は9月定例議会の日程によりまだ確定しておりませんが、8月下旬から9月下旬に予定しています。また次回は市長も各審議会に参加をする予定とのことです。

(会長)

次回の地域審議会は、8月下旬から9月下旬にかけて開催されるということです。開催通知は、事務局より送付させたいと思います。

それでは、本日の第2回東陽地域審議会を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。